

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目	次	ページ
---	---	-----

告 示		
○土地改良法による道営換地計画の決定……………	(農業施設管理課)	1
○道営土地改良事業の工事の完了……………	(農業施設管理課)	1
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	1
○海岸保全区域の指定の一部改正……………	(維持管理防災課)	1
○特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札を実施する場合の条件等の北海道告示登載事項の一部改正……………	(財務指導課)	2

公 告		
○北海道市町村職員共済組合及び北海道都市職員共済組合の平成30年度決算の要旨……………	(市町村課)	2

総合振興局告示及び振興局告示		
○特定調達契約に係る入札の公告 (2件)……………		6

道監査委員公表		
○監査公表第10号……………		8
○監査公表第11号……………		9

告	示
---	---

北海道告示第589号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、美唄市大富第1地区の換地計画を定めた。
その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、令和元年9月4日から20日間、一般の縦覧に供する。
令和元年9月3日
北海道知事 鈴木直道

北海道告示第590号
次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和元年9月3日			
地 区 名		事 業	の 種 類
端野豊北第2		農業用排水施設	完了年月日
同		農業用道路	平成28.11.30
同		区画整理	同 28.12.9
同		客土	同 30.12.10
同		暗渠排水	同 29.12.20
同		農用地改良保全	同 29.12.8
			同 27.12.7

北海道告示第591号
農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和元年9月3日
北海道知事 鈴木直道

1 解除予定保安林の所在場所 三笠市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
2 保安林として指定された目的 水源の涵養
3 解 除 の 理 由 ダム用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び三笠市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第592号
昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

令和元年9月3日
北海道知事 鈴木直道

5 天塩沿岸海岸保全区域の表天塩沿岸の(14)稚内海岸の稚内市の項海岸保全区域の欄中11の事項中「基点2から基点9までの各点」を「基点2と基点Aを結ぶ線、基点Aから基点Dまでを順次に結ぶ線、基点Dと基点4を結ぶ線、基点4から基点9まで」に、
「基点3 基点2から方向角209度18分48秒の方向97.544メートルの地点」を
「基点A 基点2から方向角209度18分48秒の方向22.973メートルの地点
基点B 基点Aから方向角132度12分28秒の方向106.514メートルの地点
基点C 基点Bから方向角222度12分27秒の方向64.339メートルの地点
基点D 基点Cから方向角296度52分19秒の方向91.219メートルの地点」に、

「基点4 基点3から方向角215度19分43秒の方向188.542メートルの地点」を
「基点4 基点Dから方向角215度19分43秒の方向172.653メートルの地点」に改める。

北海道告示第593号

平成16年北海道告示第448号（特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札を実施する場合の条件等の北海道告示登載事項）の一部を次のように改正し、特定調達契約に係る入札の公告又は公示が令和元年9月10日以後に行われるものについて適用する。

令和元年9月3日
北海道知事 鈴木直道
4の(5)のアの事項中「100分の8」を「100分の10」に、「108分の100」を「110分の100」に改める。

公 告

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項及び地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第67条の2の規定により、北海道市町村職員共済組合及び北海道都市職員共済組合から、平成30年度の決算について登載依頼があった。

令和元年9月3日
北海道知事 鈴木直道
北海道市町村職員共済組合公告
北海道市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成30年度決算の要旨を公告する。
令和元年6月18日
北海道市町村職員共済組合理事長 山本栄二

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	合 計
22	129	15	96	262

2 組合員数及び標準報酬の月額は、次のとおりである。

組 合 員 の 種 別		一般組合員(一般職)	一般組合員(特別職)	市町村長組合員	特定消防組合員	長 期 組 合 員	市町村長長期組合員	継続長期組合員	任意継続組合員	合 計	第3号厚生年金被保険者
組合員数(人)		32,719	824	157	5,018	1	9	2	574	39,304	38,676
標準報酬の月額(百万円)	長期	12,018	337	97	1,818	1	6	1	-	14,278	14,245
	短期	12,410	344	117	1,818	1	7	-	195	14,892	
一人当たり標準報酬の月額(円)	長期	367,321	409,347	619,426	362,227	620,000	620,000	470,000	-	368,648	368,311
	短期	379,286	417,733	746,624	362,257	1,330,000	774,444	-	338,780	378,908	

3 組合職員の数、次のとおりである。(単位：人)

経理単位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	計
人 員	37	7	11	8	4	2	69

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(1) 損益計算書の要旨 (単位：千円)

区 分	短 期	厚生年金 保 險	退 職 等 年 金	経 過 的 経 長	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
(収 入)												
負 担 金	12,402,079	32,473,600	1,685,575	413,816			465,902	406,490				
掛 金	12,651,177		1,685,556					396,444				
組 合 員 保 険 料		20,367,834										
施設収入・商品売上									1,144,475			
連 合 会 交 付 金							202,329				811	

利息及び配当金	313				26,833	55,054	6,089	14,979	10,742	1,064,824	1	44
その他の収入	1,275,738						7,313	10,826	82,287	310,031	101,436	13,698
他経理から繰入金							93,142					
前年度支払準備金	1,780,193											
前期損益修正益											1	16,873
計	28,109,500	52,841,434	3,371,131	413,816	26,833	55,054	774,775	828,739	1,237,504	1,374,855	102,249	30,615
(支出)												
給付金	11,128,045											
役職員給与							238,177	41,580	80,971	60,450	20,312	12,939
旅費・事務費							41,947	6,545	4,359	15,839	1,858	1,402
商品仕入									1,998			
飲食材料費									147,329			
委託費							41,636	26,660	107,738	1,747	2,323	2,103
支払利息					26,833	55,054				1,216,807	71,981	
連合会払込金	302,529										8,164	
老人保健拠出金												
退職者給付拠出金	44,332											
前期高齢者納付金	6,844,518											
後期高齢者支援金	4,800,917											
病床転換支援金	25											
介護納付金	2,260,203											
負担金払込金		32,473,600	1,685,575	413,816								
掛金払込金			1,685,556									
組合員保険料払込金		20,367,834										
事務費負担金払込金							206,937					
他経理への繰入金	93,142											
その他支出	873,461						195,014	728,984	1,061,387	28,531	4,765	3,401
次年度支払準備金	1,742,204											
前期損益修正損	305						45	12,544	179	43	11	16,939
計	28,089,681	52,841,434	3,371,131	413,816	26,833	55,054	723,756	816,313	1,403,961	1,323,417	109,414	36,784
差引当期利益	29,031											
(損失)金	△ 9,212	0	0	0	0	0	51,019	12,426	△ 166,457	51,438	△ 7,165	△ 6,169

※短期の差引当期利益（損失）金は上欄は短期分、下欄は介護に係る差引当期利益（損失）金である。

(2) 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

区 分	短 期	厚生年金 保 険	退 職 等 金	経 過 的 経 長 期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
(資 産)												
流 動 資 産	2,817,211	3,133,460	211,693	1,475	26,833	130,436	1,068,483	1,209,348	856,747	3,944,910	96,492	615,034
固 定 資 産					4,897,000	4,176,449	9,232	1	2,903,473	84,101,879	7,680,280	
繰 延 資 産							12,900	10,400			8,300	4,100
計	2,817,211	3,133,460	211,693	1,475	4,923,833	4,306,885	1,090,615	1,219,749	3,760,220	88,046,789	7,785,072	619,134
(負 債)												
流 動 負 債	53,538	3,133,460	211,693	1,475			64,754	82,280	119,010	80,121,180	12,266	16,357
固 定 負 債	1,742,204				4,923,833	4,306,885	284,617	61,572	124,188	85,439	6,928,944	20,830
剰余金又は欠損金	1,021,469						741,244	1,075,897	3,517,022	7,840,170	843,862	581,947
計	2,817,211	3,133,460	211,693	1,475	4,923,833	4,306,885	1,090,615	1,219,749	3,760,220	88,046,789	7,785,072	619,134

北 海 道 都 市 職 員 共 済 組 合 公 告

北海道都市職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成30年度決算の要旨を公告する。
令和元年6月25日

北海道都市職員共済組合理事長 西 川 将 人

1 組合に属する地方公共団体等

市	一部事務組合等	合 計
12	8	20

2 組合員数及び標準報酬月額は、次のとおりである。

組 合 員 の 種 別		一 般 組 合 員	市 長 組 合 員	特定消防組合員	長 期 組 合 員	継続長期組合員	任意継続組合員	合 計	第三号厚生年金被保険者
組合員数（人）		14,055	11	1,896	1	1	234	16,198	15,960
標準報酬月額（百万円）	長期	5,309	7	697	1	1		6,015	6,012
	短期	5,558	10	697	1		75	6,341	
1人当たり標準報酬月額（円）	長期	377,758	620,000	367,679	620,000	500,000		376,750	376,711
	短期	395,433	880,000	367,679	1,210,000		321,162	391,490	

3 組合職員の数、次のとおりである。

(単位：人)

経 理 単 位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	計
人 員	20	8	8	8	1	45

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(1) 損益計算書の要旨

(単位：千円)

区 分	短 期	厚生年金 保 険	退 職 等 金	経 過 的 経 長 期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	財 形
(収 入)												
負 担 金	5,074,592	13,743,880	702,842	180,444			196,696	287,840				
掛 金	5,175,040	8,509,175	702,830					283,549				

施設収入・商品売上									452,138			
連 合 会 交 付 金	0						88,654	0			289	
利 息 及 び 配 当 金	60				984	89,840	28,332	4,528	32,768	711,662	760	1
そ の 他 収 入	492,351						410	20	66,337		33,770	
他経理から繰入金							39,340		40,000			
前年度支払準備金	747,597											
計	11,489,640	22,253,055	1,405,672	180,444	984	89,840	353,432	575,937	591,243	711,662	34,819	1
(支 出)												
給 付 金	4,811,779											
役 職 員 給 与							143,798	60,435	55,497	63,360	6,297	
旅 費 ・ 事 務 費							24,682	2,248	837	2,599	694	
商 品 仕 入									6,699			
飲 食 材 料 費									61,745			
委 託 費							3,047	2,811	559	3,738		
支 払 利 息					984	89,840				542,849	27,302	
連 合 会 払 込 金	127,557										2,838	
老人保健拠出金												
退職者給付拠出金	19,516											
前期高齢者納付金	2,527,112											
後期高齢者支援金	2,009,207											
介 護 納 付 金	933,428											
負 担 金 払 込 金		13,743,880	702,842	180,444								
掛 金 払 込 金		8,509,175	702,830									
事務費負担金払込金							87,392					
他 経 理 へ 繰 入 金	39,340							40,000		0		
そ の 他 の 支 出	429,580						72,480	429,720	648,236	39,828	1,313	
次年度支払準備金	757,740											
計	11,655,259	22,253,055	1,405,672	180,444	984	89,840	331,399	535,214	773,573	652,374	38,444	0
差引当期利益金	△ 165,619	0	0	0	0	0	22,033	40,723	△ 182,330	59,288	△ 3,625	1

(2) 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

区 分	短 期	厚生年金 保 険	退 職 等 年 金	経 過 の 期 長	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	財 形
(資 産)												
流 動 資 産	1,856,457	1,316,601	88,783	622	984	1,570,173	554,775	537,384	441,426	6,402,368	102,978	9,889
固 定 資 産					1,796,000	5,340,974	1,876	3,170	1,712,074	41,122,861	2,705,708	

欠 損 金	0												
計	1,856,457	1,316,601	88,783	622	1,796,984	6,911,147	556,651	540,554	2,153,500	47,525,229	2,808,686	9,889	
(負 債) 流 動 負 債	472,135	1,316,601	88,783	622			9,523	25,685	24,909	43,442,122	315		
固 定 負 債	757,740				1,796,984	6,911,147	159,179	65,989	199,448	69,678	2,766,344		
剰 余 金	626,582						387,949	448,880	1,929,143	4,013,429	42,027	9,889	
計	1,856,457	1,316,601	88,783	622	1,796,984	6,911,147	556,651	540,554	2,153,500	47,525,229	2,808,686	9,889	

総合振興局告示及び振興局告示

北海道上川総合振興局告示第1004号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和元年9月3日

北海道上川総合振興局長 佐藤卓也

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

ア A重油（富良野地区）（1リットル当たりの単価） 10,100リットル

イ A重油（士別地区）（1リットル当たりの単価） 15,200リットル

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 JIS規格1種2号

(3) 契約期間 契約締結の日から令和2年5月31日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成30年北海道告示第721号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。

(5) 燃料の発注を受けた日から3日以内に燃料の納入が可能なこと。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定によ

る条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和元年9月3日（火）から同月19日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道上川総合振興局総務課需品係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道上川総合振興局総務課需品係

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階入札室（送付による場合は、郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局総務課需品係）

(2) 入札日時

ア 令和元年9月30日（月）午前10時

イ 令和元年9月30日（月）午前11時

ア及びイについて、送付による場合は、同月27日（金）午後5時までに必着とする。

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

平成31年 3月19日付け北海道上川総合振興局告示第1010号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道上川総合振興局のホームページ（<http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatu-buppin.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道上川総合振興局総務課需品係
(2) 所 在 地 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号
(3) 電 話 番 号 0166-46-5907

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Fuel oil A (JIS class 1, No.2) Approximately 10,100 liters
b Fuel oil A (JIS class 1, No.2) Approximately 15,200 liters

B Bid tendering date and time :

- a 10:00 A.M., September 30, 2019
b 11:00 A.M., September 30, 2019

(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., September 27, 2019)

C Contact : Administrative Division, Kamikawa General Subprefectural Bureau,
Hokkaido Government, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8610
Japan
Phone : 0166-46-5907

北海道上川総合振興局告示第1006号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定

める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和元年9月3日

北海道上川総合振興局長 佐藤卓也

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

ア 凍結防止剤（塩化カルシウム水溶液）事業課管内定置式（1キログラム当たりの単価） 400,000キログラム

イ 凍結防止剤（塩化カルシウム水溶液）（1キログラム当たりの単価）

462,000キログラム

ウ 凍結防止剤（ナトリウム、マグネシウム混合塩化物（粒状））（1キログラム当たりの単価） 24,100キログラム

エ 焼砂（焼碎石）（事業課管内中央地区）（1トン当たりの単価） 3,000トン

オ 焼砂（焼碎石）（事業課管内北部地区）（1トン当たりの単価） 1,000トン

カ 焼砂（焼碎石）（事業課管内東部地区）（1トン当たりの単価） 400トン

キ 焼砂（焼碎石）（士別出張所管内）（1トン当たりの単価） 700トン

ク 焼砂（焼碎石）（富良野出張所管内）（1トン当たりの単価） 1,300トン

ケ 焼砂（焼碎石）（美深出張所管内）（1トン当たりの単価） 100トン

アからケまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 令和元年11月1日から令和2年3月31日まで

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれかにも該当すること。

(1) 平成30年北海道告示第721号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達物品に関し、購入仕様書に記載の規格・品質等を満たしていることを証明した者であること。

(5) 納入する物品に関し、指示のあった日から5日以内に、指定する場所に指定数量を納入できること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなけ

ればならない。 ア 申請の時期 令和元年9月3日（火）から同月25日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階入札室（送付による場合は、郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課） (2) 入札日時 令和元年10月17日（木）午後3時（送付による場合は、同月16日（水）までに必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量300グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道上川総合振興局旭川建設管理部のホームページ（http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/kk/akk/nyzyouhou.htm）においてダウンロードすることができる。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。 9 落札者と契約の締結を行わない場合	落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名称 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号 (3) 電話番号 0166-46-4908 11 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : <table> <tr> <td>a Liquid cryoprotectant (A calcium chloride water solution)</td> <td>400,000 kg</td> </tr> <tr> <td>b Liquid cryoprotectant (A calcium chloride water solution)</td> <td>462,000 kg</td> </tr> <tr> <td>c Granular cryoprotectant (Sodium chloride・magnesiumchloride mixture)</td> <td>24,100 kg</td> </tr> <tr> <td>d Fried Crushed stone (singly heaping)</td> <td>3,000 t</td> </tr> <tr> <td>e Fried Crushed stone (singly heaping)</td> <td>1,000 t</td> </tr> <tr> <td>f Fried Crushed stone (singly heaping)</td> <td>400 t</td> </tr> <tr> <td>g Fried Crushed stone (singly heaping)</td> <td>700 t</td> </tr> <tr> <td>h Fried Crushed stone (singly heaping)</td> <td>1,300 t</td> </tr> <tr> <td>i Fried Crushed stone (singly heaping)</td> <td>100 t</td> </tr> </table> B Bid tendering date and time : 3 : 00 P.M., October 17, 2019 (If mailed, bids must arrive no later than October 16, 2019) C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Asahikawa Department of Public Works Management, Kamikawa General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8613 Japan Phone : 0166-46-4908 道 監 査 委 員 公 表 監査公表第10号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成30年度的一般会計、特別会計及び公営企業会計に係る定期監査の結果（第3回及び年間総括）を次のとおり公表する。	a Liquid cryoprotectant (A calcium chloride water solution)	400,000 kg	b Liquid cryoprotectant (A calcium chloride water solution)	462,000 kg	c Granular cryoprotectant (Sodium chloride・magnesiumchloride mixture)	24,100 kg	d Fried Crushed stone (singly heaping)	3,000 t	e Fried Crushed stone (singly heaping)	1,000 t	f Fried Crushed stone (singly heaping)	400 t	g Fried Crushed stone (singly heaping)	700 t	h Fried Crushed stone (singly heaping)	1,300 t	i Fried Crushed stone (singly heaping)	100 t
a Liquid cryoprotectant (A calcium chloride water solution)	400,000 kg																		
b Liquid cryoprotectant (A calcium chloride water solution)	462,000 kg																		
c Granular cryoprotectant (Sodium chloride・magnesiumchloride mixture)	24,100 kg																		
d Fried Crushed stone (singly heaping)	3,000 t																		
e Fried Crushed stone (singly heaping)	1,000 t																		
f Fried Crushed stone (singly heaping)	400 t																		
g Fried Crushed stone (singly heaping)	700 t																		
h Fried Crushed stone (singly heaping)	1,300 t																		
i Fried Crushed stone (singly heaping)	100 t																		

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。）

令和元年9月3日

北海道監査委員 富 原 亮
北海道監査委員 北 口 雄 幸
北海道監査委員 東 陽 一
北海道監査委員 渡 邊 直 樹

監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により実施した平成30年度に係る行政監査の結果を次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。）

令和元年9月3日

北海道監査委員 富 原 亮
北海道監査委員 北 口 雄 幸
北海道監査委員 東 陽 一
北海道監査委員 渡 邊 直 樹